

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第36号

2021. 6. 8

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

運動広げ世直しを

6月3日大阪高裁第2回期日

老後の暮らしに安心与える年金制度の確立を!

年金の一律削減は「平等の原則」に反し違憲



裁判後の報告集会であいさつする永井原告団長



裁判の報告をする喜田弁護士

原告2,470人が 25高裁へ控訴

年金引き下げ違憲裁判は、5月20日現在、39地裁（原告数5,297人）で判決が出され、結審等未定6地裁を残し舞台は高裁へと移っています。すでに25高裁（原告2,470人）で法廷は22回開かれ、2月24日の仙台高裁（青森事案）では不当判決が出されています（控訴せず）。

大阪高裁での第2回期日は6月3日（木）午前10時30分から202号法廷で開廷。「ILO第102号条約違反について」の準備書面、「香取照幸・元厚生労働省年金局長の証人尋問の必要性に関する意見書」（2面参照）等を提出。原告・廣上珠江さん（東住吉支部）が女性の低年金問題で意見陳述。「多くの女性を含む低額年金受給者の年金を

さらに一律に引き下げるマクロ経済スライドはあってはならない」と国を指弾しました（2面参照）。

次回の期日については、9月2日（木）午後3時から、進行協議を行い決めることに。

コロナ禍の中、原告、支援者が70人



菅大阪労連議長

人議長もかけつけ、「コロナ禍の中、労働者も国民も大変な状況にあり、生存権がさらにクロー



廣上珠江さん

裁判所前の公園で開かれた意思統一集会には、原告・支援者など70人が参加。

大阪労連・菅義人議長もかけつけ、「コロナ禍の中、労働者も国民も大変な状況にあり、生存権がさらにクロー



ズアップされてきた。皆さんの年金減額は違憲、生存権守れの闘いがより重要に。大阪労連も皆さんと共に闘う」と激励しました。

ILO条約違反などさらに立証

今後の進行について喜田弁護士が報告。ILO第102号条約違反については補充して準備書面を提出した。香取照幸・元厚生労働省年金局長を証人申請しているが、札幌高裁の証人採用に本人は不出頭届けを提出。今後の進行については、9月2日に協議を行うことに。

高裁第2回期日 女性の低年金の実態明らかに

私の年金は月額39,276円、夫の年金は月額161,000円

「夫が先に亡くなったら、私はどうして生活したらいいのでしょうか…」

感銘与えた意見陳述 原告・廣上 珠江さん(東住吉)

【意見陳述要旨】私はいわゆる『普通』とされた女性の人生コースを歩んできた人間です。とくに、月額にすると39,276円(令和3年6月現在受給額)しかない年金がこれからも自動的にさらに引き下げられるマクロ経済スライドに基づく国の処分はあまりにも理不尽であると、この長い裁判を続けています。

私は昭和48年に民間会社に就職し、23歳で結婚退職しました。当時女性は結婚すると、多くの場合、結婚退職制度の適用を受け退職することが一般的でした。男女雇用機会均等法ができて、結婚退職強要の違法が明確になったのは、ずっと後のことでした。

女性の低年金は結婚差別、雇用・賃金差別など社会的構造に起因

昭和61年3月まで専業主婦は国民年金任意加入だったので、結婚退職後、私は生活の余裕もなく加入し

ておらず、4分の3免除期間が32月、全額免除期間が17月でした。

この年金裁判の中で、「女性一般の低年金」問題の実態が明らかになっています。その原因は、女性差別による結婚退職強要、パート、非正規など雇用条件による年金制度未加入、賃金・昇格の差別など社会的女性差

低額年金受給者にさらなる追い打ちかけるマクロ経済スライド

別構造にあることは明らかです。

今度のマクロ経済スライドによる年金削減は、老齢年金給付を構成する老齢基礎年金部分の方が老齢厚生年金部分よりも年金削減率が高くなっています。退職強要やパート・非正規雇用などを強いられ、厚生年金制度に長く入れなかったために老齢基礎部分の占める割合の高い低年金受給の人ほど削減率が高くなる、全く理不尽な仕組みになっています。



意見陳述をした廣上珠江さん

現実に生活保護以下の生活を強いられている高齢者をはじめ、多くの女性を含む低額年金受給者の年金をさらに一律に引き下げるマクロ経済スライドはあってはならないものだと思います。

現在、私の家族は夫と二人です。夫の年金額は月額161,000円、私の年金月額39,000円、合計約200,000円です。

国は若い人の負担を増やさないために年金受給者の年金を削減しなければならぬと言っていますが、まったくおかしな話です。すでに若い世代の多くが低賃金、不安定雇用などでまともに年金制度加入や保険料納入もままならない状態です。さらに将来の年金水準がマクロ経済スライドでどんどん下がれば、若い世代の老後はどうなるのでしょうか。

夫に先立たれると老齢年金と遺族年金で月額12万円生活に

夫は5年前に白血病になり、長く寝たきりの状態が続きました。今はほぼ緩解し、二人で何とか暮らしています。もし夫が亡くなったら年金収入はどうなるか心配で、年金事務所に聞きました。結果は私の老齢年金と遺族年金で、合計月120,958円とのことでした。

国も第一審裁判所も、憲法25条にいう「健康で文化的な最低限度の生活の保障は各社会保障制度全体によって実現される」といいます。

せめてこれ以上一律に年金を減額しないでほしいという私の願いが不合理だとは思えません。

ILO第102条約違反について原告の主張と判決の内容

- 1 原告は、ILO第102号条約に法的拘束力があり、日本の年金給付額はILO条約の求める給付水準に達していないと主張してきた。これに対し、本判決は、ILO条約を批准したことから直ちに国内法に基づく本件処分が無効にならない旨を判断した。以下、再反論を行う。
- 2 ILO条約を批准したことから直ちに国内法に基づく本件処分が無効にならないとの点について、日本国政府もILO条約を批准した以上、これを「誠実に遵守することを必要とする」(憲法第98条2項)。特にILO第102号条約については、1952年にILO第35回総会で採択(日本政府も賛成を表明)されてから24年もの後である1976年に、やっと国内法がILO条約に適合するレベルに達したと考えたからこそ、日本政府は満を持して条約を批准したのである。日本政府も1981年に批准している条約法に関するウィーン条約では「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない」とされている。以上から、ILO条約に違反する法律やそれに基づく行政措置は無効と解するべきである。